

第2期 八潮市

子ども・子育て 支援事業計画

《令和2年度～令和6年度》

見直し版



子どもも 親も 輝けるまち
やしお



ハッピーこまちゃん®



令和2年3月 策定
令和5年3月 見直し

八潮市

この「見直し版」は、見直し箇所のみ記載しています。
第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画と併せてご覧ください。

目 次

1	計画見直しの趣旨	1
2	計画見直しの背景	1
	(1) ^{ES・ディーズ} SDGs の推進（世界の動き）	1
	(2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（国の動き）	2
	(3) 八潮市子どもの生活に関する調査の実施（市の動き）	3
3	見直し内容	4
	(1) 「計画の位置づけ」の変更	4
	(2) 「新規事業」の追加	5
	(3) 「八潮市子どもの生活に関する調査」により抽出された課題の追加	7
4	資料	9
	(1) 八潮市子ども・子育て支援審議会 委員名簿	9

1 計画見直しの趣旨

本市では、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に関する取組みを推進してきたところです。このたび、計画期間の中間年を迎えることから、社会情勢の変化や施策の進捗状況を勘案し、本計画に係る関係法令との整合性や新規事業の追加等、内容を見直すこととしました。

2 計画見直しの背景

(1) ^{エス・ディー・ジーズ}SDGsの推進（世界の動き）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年（令和12年）を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

国では、内閣に設置された「SDGs推進本部」において、平成28年12月に「SDGs実施指針」を決定し、関係府省庁が個別に行う取組みと緊密に連携するよう進めています。この「SDGs実施指針」においては、地方自治体でも、各種計画にSDGsの要素を反映することが求められています。

このため、本市においても、令和3年度に「第5次八潮市総合計画」の基本計画を見直した際に、SDGsに関する項目を追記し、SDGsの達成に向けて各種施策を推進しています。「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」においても、計画を推進していくことで、SDGsの達成へ向けた取組みをさらに加速化させることが期待されます。

【本計画と関連する代表的なSDGsの目標】



(2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（国の動き）

令和元年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、法律の目的・基本理念が充実されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を策定することについて、努力義務として規定されました。

《子どもの貧困対策の推進に関する法律の主な改正内容》

■目的の充実

目的規定に、次の事項が明記された。

- ・子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
- ・貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること

■基本理念の充実

基本理念に、次の事項が明記された。

- ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
- ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講じること
- ・貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

■市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課された。



(3) 八潮市子どもの生活に関する調査の実施（市の動き）

本市において、令和3年8月に、市内の小・中学生及びその保護者を対象として、「八潮市子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

《八潮市子どもの生活に関する調査の概要》

■目的

市内の子どもの貧困の状況を把握し、計画策定等の必要な施策の検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、子どもの貧困対策の推進に関する法律第14条の規定に基づき、子どもの生活に関する実態調査を実施する。

■調査時期

令和3年8月5日～8月27日

■調査方法

調査対象者に調査票を郵送にて送付し、返信用封筒で返送してもらう。

■調査対象者及び回収率

無作為に抽出された市内の小・中学生及びその保護者合計4,000人

調査種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
小学4・5年生児童	1,000件	474件	462件	46.2%
小学4・5年生保護者	1,000件	490件		
中学1・2年生生徒	1,000件	478件	456件	45.6%
中学1・2年生保護者	1,000件	485件		

※有効回収数：回収数から全問無回答等の無効回答を除き、児童・生徒と保護者票のマッチングができた件数

■子どもの貧困率

八潮市の子どもの貧困率	5.4%
-------------	------

【参考】国の子どもの貧困率の定義

国民生活基礎調査において、等価可処分所得の中央値の半分以下の所得の世帯に属する17歳以下の子どもの割合を、国は子どもの貧困率として定義している。

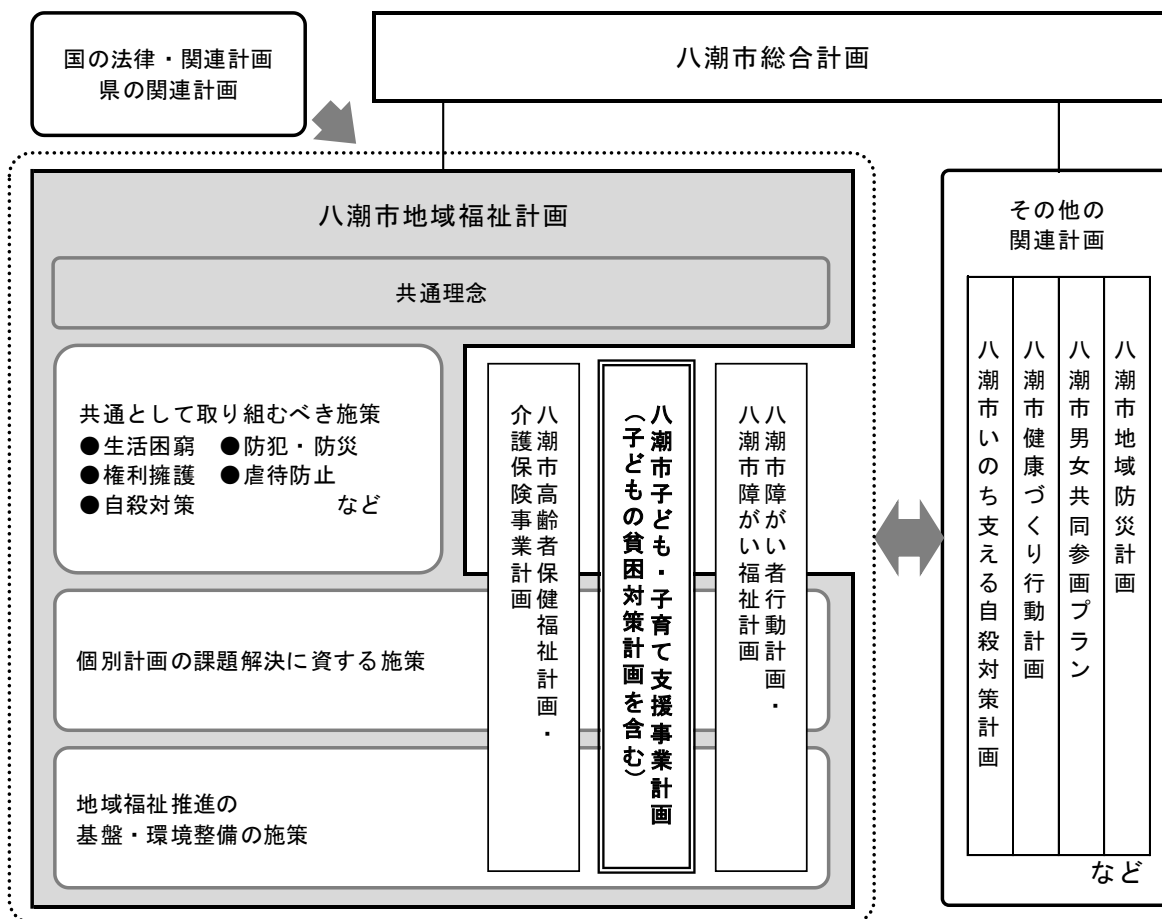
3 見直し内容

(1) 「計画の位置づけ」の変更

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、策定したものです。

今回の見直しにあたり、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく計画としても位置づけます。(第2期計画 5～6ページ)

計画の位置づけ図（変更後）



第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 P6 と併せてご覧ください。

(2) 「新規事業」の追加

(1) 親と子の健康を推進する環境づくり

1) 妊娠期から乳幼児期の相談等の充実

■ 具体的事業

事業名	事業内容	担当課
産後ケア事業	産後1年以内の母子のうち、心身の不調又は育児不安がある方や、周囲のサポートが十分受けられない状況にある方を対象に、助産師等の専門職による母親の心身のケアや授乳・育児等の指導・相談等の支援を行います。	健康増進課

3) 子育て中の母親へ寄り添う支援

■ 具体的事業

事業名	事業内容	担当課
産婦健康診査の費用助成	産後間もない時期に行う産婦健康診査について、基本的な身体的健康診査に加え、心の健康チェックを受けた方を対象に費用の一部を助成します。	健康増進課
新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成	新生児期に行う聴覚スクリーニング検査をうけた新生児の保護者に対し、費用の一部を助成します。	健康増進課

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 P74～75 と併せてご覧ください。

(2) 子どもが地域で学べる環境づくり

2) 学校教育の充実

■ 具体的事業

事業名	事業内容	担当課
学習塾との連携 (8ゼミ)	市内小学生を対象に、児童一人ひとりのつまずきを把握し、学習塾講師による習熟度別学習指導を行うことにより、個々の学力を伸ばし、八潮市全体の学力向上を図ります。	指導課
ジョイスタ (土曜勉強会)	市内小・中学生を対象に、ALT (外国語指導助手) 等による実用英語技能検定 (英検) 対策講座や、市内中学校教員による中学3年生のための受験対策講座を開講し、学力の向上と学習意欲の高揚を図ります。	指導課



第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 P76 と併せてご覧ください。

(3) 「八潮市子どもの生活に関する調査」により抽出された課題の追加

(3) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策

4) 子どもの貧困対策

■ 具体的事業

事業名	事業内容	担当課
子どもの居場所づくりの支援【既掲】	NPO法人やボランティア団体等による子ども食堂やフードパントリー、学習支援教室等、子どもの居場所づくりに取り組みたい方々への情報提供、子どもの居場所の実施における周知などの支援を実施していきます。	子育て支援課
学習の支援【既掲】	子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行っていきます。	社会福祉課
相談支援	就学援助や生活保護、児童扶養手当等の各種支援制度について、子どもや保護者の相談支援に係る周知及び他機関との連携を充実していきます。	子育て支援課 関係課

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 P80 と併せてご覧ください。

6) ヤングケアラー対策

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

「八潮市子どもの生活に関する調査」において、小中学生に「ヤングケアラー」に関する具体的内容の自由記述を求めたところ、「洗い物」や「片付け」等、いわゆる「お手伝い」に相当する記述が多く見られました。

今後、機会を捉えて子どもをはじめ、子どもに関係する全ての人にヤングケアラーの定義を周知し、理解を深める取組みや支援を進めていきます。

■ 具体的事業

事業名	事業内容	担当課
ヤングケアラーへの理解及び支援	ヤングケアラーへの支援を推進するにあたり、子どもをはじめ、子どもに関係する全ての人にヤングケアラーの定義を周知し、理解を深めていきます。 また、ヤングケアラーの早期発見や相談・支援体制の充実などに繋げるため、関係部署や学校、関係機関、団体などと連携して相談体制の充実を図るなど、必要な取組みや支援について検討するとともに、継続して実態の把握に努めていきます。	子育て支援課 関係課



第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 P81 に続けて追記します。

4 資料

(1) 八潮市子ども・子育て支援審議会 委員名簿

(敬称略)

	条例による選出区分	氏名	選出団体等
1	子ども・子育て支援に関する 学識経験を有する者	堀 正巳	草加八潮医師会
2		山村 一晃	八潮市立小中学校校長会
3	子どもの保護者	木村 明日香	保育所保護者会
4		小川 美智代	八潮市学童保育連絡会
5		昼間 誠	幼稚園協会保護者会
6	子ども・子育て支援に関する 市内の公共団体を代表する者	佐藤 恵子	八潮市民生委員・児童委員協議会
7		増田 朋美	八潮市社会福祉協議会
8	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	小倉 奈保江	八潮市私立幼稚園協会
9		山崎 直恵	八潮市私立保育園協会
10		内田 充彦	民間認可外保育施設事業者
11	公募による市民	佐久間 純子	公募
12		石黒 名保美	公募
13		近藤 節子	公募

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで



第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 見直し版

発行：八潮市

編集：八潮市子育て福祉部子育て支援課

所在地：〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電話：048-996-2111（代表）

FAX：048-999-8105